

その他の小売業におけるその他の材料を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	9～10	店外ゴミ箱の清掃中にゴミを足で踏みつけたため、バランスを失ってそのまま転倒した。	63	—
1	18～19	店の裏にあるゴミ置き場にゴミを置きに行った時、お客様用の侵入禁止の横棒に足が引っかかりうつ伏せに倒れ、膝と両手をついた。左手の痛みが引かず、後日に骨折していたことが分かった。	62	10～29
4	5～6	厨房内にて、沸かしてすぐのやかんを運搬しエレベーターに乗せる際に、足を滑らせ後方に転倒してしりもちをついた。やかんが右手から離れた際にふたが取れ、中身が左腕にかかり負傷した。なお、床が濡れている等の滑りやすい状態ではなかった。	44	10～29
4	11～12	注文商品（サイディング）を納品するため、納品先で1tトラックの荷台からそのサイディング（長さ3030mm、幅910mm、厚14mm、重さ約46kg）を2人でかかえて降ろしていたところ手が滑って左足に落下、左足親指を負傷した。	18	30～49
5	19～20	加工食品ドレッシング売場で、ごまドレッシングを割ってしまったお客様がいたために、瓶の片付けをした。その後、その瓶の中をゆすいで捨てようと、多目的ホールの流し台で洗っていた時に左人差し指の内側を切ってしまった。	17	50～99
5	14～15	就業中、洗浄室にて食器が入っているシンクで大皿を洗浄している時、手を洗浄液の中に入れて大皿を掴んだ際、食器が割れている事に気付かず、右手中指を薬指の間を深く切ってしまった。	60	1～9
6	10～11	アルミ板をトラックに積み込み作業中、荷台に立て掛けていたアルミ板が倒れ、左手甲に当たり損傷した。	63	10～

				29
6	16~ 17	6tトラックを洗車している際、乗り降りするのに高さがあるため、踏み台としてプラスチック製のビールケースを使用していた。助手席側から降りる際、ビールケースに足をかけた時にビールケースが横滑りし、そのまま転倒し骨折した。	67	100 ~ 299
6	13~ 14	店内厨房にて2便の片付け中、ダンボールを畳んでいる時、左手の中指の爪と皮膚の間に、ダンボールの端が刺さり受傷し、痛みが酷くなった。	48	1~ 9
7	14~15	厨房内で冷凍してある鶏肉をばらすために肉と肉をぶつけあった結果、誤って指を挟んでしまった。左中指を骨折していることが判明した。	62	1~ 9
7	17~18	店舗内より、店外バッカンへ解体したショーケースのガラス板を搬出作業中、別館前において上部にあげた時、ガラスが割れ、右腕に破片が刺さった。	36	10 ~ 29
7	16~ 17	ペアガラス（80×210×1.8cm、30kg）を枠にはめ込む作業をしていたところ、枠とは逆方向にガラスが倒れてきたため、慌てて両側面を持って支えたが、支えきれず、ガラスは間に置いてあった脚立に当たり大破した。ガラス側面が切りっぱなしになっていたが、誤って強い力で側面を握り、両手を負傷した。	64	10 ~ 29
7	20~ 21	担当エリアの店舗にて、店舗のマネジメントや業務フォローの仕事をしているとき、店舗駐車場で、備品什器のガラス板（60×30）の搬入作業をしていた。3枚のガラス板を同時に持ち上げたことでバランスを崩し、3枚中2枚が床に滑り落ち、左足の甲を負傷した。そのときにガラスが刺さり、左足薬指に繋がる腱を断裂した。	36	30 ~ 49
9	19~ 20	ショーウィンドウに食器を積み上げて展示をする際、転倒しないよう食器と食器を接着剤で固定していたが、展示が終わり、食器同士を素手で剥していた。その際、食器が割れてしまい右手親指第1関節と人差し指のつけ根を切ったものである。	19	10 ~ 29
9	17~ 18	店内揚げ物調理場にて発生、フライヤー庫内の調理用油の量が調理するための適正量よりも多かったため、適量にしようとして、調理直後の庫内の油を耐熱用ガラスカップに一旦注いだのち、排出缶に注ぎ入れようとし、その際に、カップから油が	17	10 ~ 29

		こぼれ、持っていた左手にかかってしまったため火傷をした。		
9	9～ 10	店内惣菜部の厨房において、スチームコンベクションで焼きあがったハンバーグを作業台下に置く際、ミトンをしていない方の手で握り、右手の指をやけどした。	67	10 ～ 29
10	14～ 15	凍っているかすのこわさび漬けの仕越し（発泡スチロールの箱3kg、12箱分を小分けにパックする作業70パック程作成）を1時間ほどしていた。その時に右手の指2本（中指・薬指）が凍傷になり水ぶくれができた。作業の時は、薄手のビニール手袋をしていた。	65	50 ～ 99
10	9～ 10	当該事業所において、昼食の魚を並べるために、クッキングシートを敷いたホテルパンを10枚互い違いに重ねてシンクとシンクの間に置いていた。それが落ちてきて咄嗟に足が出てしまい、足のすねに落ちた。1枚でも割と重たいので落ちてきたはずみで左足を捻挫した。	24	10 ～ 29
11	10～ 11	事務所で荷おろしの際に、手に持った荷物を誤って右足に落とし受傷した。基本動作の励行を更に徹底していく。	36	1～ 9
11	14～ 15	塩ビパイプ売場で、塩ビパイプ2M（VU管）が重量に耐えられず、棚から落下した。落下したパイプを売場に陳列するため、社員、技能社員、積み込みアルバイトの3名で作業している際、VP100が本人の足元に落下し負傷した。その日に病院へ行き、骨挫傷と診断された。	54	30 ～ 49
11	15～ 16	店内にて、一升瓶の酒を品出しをしている最中に手が滑り、右足に落としてしまった。仕事後に病院に行き右足親指の骨折との診断を受けた。	47	10 ～ 29
12	11～12	被災者が、インテリアコーナーにて切売り用テーブルクロスの商品出し作業をしているところ、途中で商品を落としそうになり、慌てて左手で受けようとした際に什器の棚板と商品（テーブルクロス）との間で指を挟み、左手薬指を骨折した。	40	50 ～ 99

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html

